

令和4年度ドローン操縦セミナー業務仕様書

1. 委託業務名

ドローン操縦セミナー

2. 事業概要

(1) 目的

ドローンの基礎知識、操作方法、空撮の基本について座学及び実施講習を行うことで奄美大島の事業所の新事業参入や事業拡大を目指す。

(2) 受講対象者

奄美大島内の中小企業及び起業希望者

(3) 受講者数

10社（各社1人まで）

(4) 事業運営

公募により再委託先を選定し、委託する。

(5) 委託業務

- ① ドローン操縦セミナーの日程の設定・確保
- ② ドローン操縦セミナーの企画
- ③ ドローン操縦セミナーで使用する資料（テキスト等）・機器等の準備
- ④ ドローン操縦セミナー当日の運営
- ⑤ セミナー修了者等の管理
- ⑥ セミナー実施後の実績報告書の作成

(6) 講座実施回数

1日目：ドローンの基礎知識・飛行原理とハードウェア構成（7時間）

2日目：基礎操縦（7時間）

3日目：自動操縦・基本空撮・操作テスト（7時間）

※他に提案がある場合は企画書で示すこと。

(7) 開催時期

令和4年度中開催。日程は、（8月～10月予定）協議により決定する。

(8) 場所

奄美大島内で開催することとし、会場については発注者と協議して決定すること。

(9) その他

会場使用料や受講者募集に要する経費は協議会で支出する。

3. 提出書類

- (1) 企画提案参加申込書（様式1） 1部
- (2) 企画提案書（任意） 1部
- (3) 見積書 1部
- (4) 登記簿謄本の写し（現在事項全部証明書）または該当書類 1部

4. 契約について

本契約は厚生労働省からの令和4年地域雇用活性化推進事業の採択決定後に締結する。
なお、採択されなかった場合には契約は締結しない。

5. 個人情報等の取り扱い

講師・補助講師業務によって知り得た個人・企業情報等について、守秘義務を課す。

6. 留意事項

- (1) 業務遂行にあたっては、総括責任者を定めること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ協議会の承認を得た場合はこの限りでない。
- (3) 実習等については、安全対策を十分に講じるとともに、必要に応じて適切な保険に加入すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、協議会と受注者が協議の上、協議会の指示に従って業務を行うこと。
- (5) 委託費による財産の取得は認められないため、必要な機材等については既存財産又はリースにて対応すること。